

大分県教育委員会教育長 宛
豊後高田市教育委員会教育長 宛 2部作成願います。

工事着手の60日前までに届出することが法で義務付けられています。

年 月 日

大分県教育委員会教育長 殿

民間による開発の場合は
【93条届出】になります。

住所：
氏名等： 施主さん(工事主体者)の住所・氏名です。

埋蔵文化財発掘の【届出】・通知] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)【第93条第1項・第94条第1項】の規定により関係書類を添付し、下記のとおり【届出】・通知] します。

1 所在地	大分県		
2 面積		m ²	
3 土地所有者	氏名等： 住所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整備 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道を含む) その他の農業関連事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要	工法・開発又は建築規模などを簡潔にご記入ください。		
6 工事主体者	氏名等： 住所：		
7 施行責任者	氏名等： 住所：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	工事の着手・終了時期は、(今後の試掘調査等がある場合を考慮して)あらかじめ余裕を持った予定をお願いいたします。		
市町村の所見	発掘調査		
参考事項			
県の指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()		

- 【注意事項】 ① 太線内は届出者が記入
② 市町村の所見欄は市町村教育委員会が記入
③ 遺跡の種類・現状・時代及び埋蔵文化財包蔵地目録のない場所は () 内

【添付書類】

- 1 工事予定地及びその付近の地図
 - 2 土木工事等の概略を示す書類及び図面
- 地図は住宅地図程度の縮尺が望ましいです。特に地面をどの程度掘削するかが分かる図面の添付は必須です。